

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>県道吉場安行東京線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>草加市柳島町字助三郎八番二地 先から 同市谷塚上町字大沼五六四番二 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年四月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年三月三十一日 付け埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第二十一号にお ける道路区域の一部供用開 始である。延長三三七・〇 メートル。</p>